

様式 1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月9日

1. 執行機関の別	2:教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	那覇市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	特別支援教育就学奨励費申請者及び生計同一者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	56
10. 保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=Z&h_no=&kk_name=%E9%82%A3%E8%A6%87%E5%B8%82&ev_name=%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%95%99%E8%82%B2%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E5%A5%A8
12. 委任関係	

執行機関名 那覇市教育委員会

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。別表第3(4)の号において同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	59	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第3条関係) (7)の号 特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第1条	那覇市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が(特別支援学校に就学する児童又は生徒)について行う必要な援助を規定し、もって(特別支援学校における教育の普及奨励)を図ることを目的とする。	この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に則り、(特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等)の経済的負担を軽減し、(特別支援教育の普及奨励)を図るために本市が行う特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		那覇市特別支援教育就学奨励費支給要綱